

新公審査答申（個）第64号  
令和5年12月13日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和元年11月22日付け、新財活第347号によって諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和元年7月8日付け、新財第148号の2により行った非開示決定は妥当である。

第2 事実関係

答申に至る経緯は次のとおりである。

- 1 審査請求人は、令和元年6月26日、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「6月20日財務課に新潟市民病院の27年から新たに予算請求された「法律相談に関する報酬」が議会に説明されていなく、提出された資料にも別項目で記載されており、正しく予算請求されていず、是正すべきと申し入れた。2 これを受けて申し入れ内容を作成したもの、それを課で情報共有したことを示すもの、とった措置を示すもの（以下「本件請求文書」という。）」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。
- 2 実施機関は、本件請求に係る公文書を作成していないとして、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、令和元年7月8日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和元年7月12日付けで、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、令和元年11月22日、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。
- 5 当審査会における審査の過程は、次のとおりである。

令和元年11月22日	諮問書受理
令和5年 8月 7日	審査会開催（第1回）
令和5年 9月15日	審査会開催（第2回）

令和5年10月30日	審査会開催（第3回）
令和5年11月20日	審査会開催（第4回）

### 第3 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書を確認したところ、審査請求人が主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

- 1 「申し入れについて文書を作成していない。」としているが、申し入れの際、情報開示を求めるので、と言って、氏名も伝えている。私は係長個人に対して、雑談をしに行っている訳ではない。受付で要件を伝え、係長が1階のロビーにきたので、資料の一部を提示し、具体的に申し入れをしている。組織に対して申し入れしているのに、係長のその場の判断だけで、何もしないのは、職務上問題はないのか。公務として行っており、私人の立場で申し入れを受けている訳ではない。
- 2 市は市民の申し入れに対し、聞くだけで、何もしないのか。少なくとも申し入れの内容について、記録し、実施機関で情報共有しているはずである。開示すべきである。申し入れに対して、メモを含む文書を作成しているから、申し入れの事実について確認し、財務課予算第1グループ担当者名が担当課名等に記載されている。文書を作成しない理由が記載されていない。申し入れに対して回答を求めており、回答すべきである。無視できるのか。

### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

本案件については、審査請求人が当課職員に対して申し入れた内容に関して、情報共有し、とった措置を示す個人情報を開示請求したものである。同職員からは、いただいたご意見について口頭で報告を受け、市民病院の予算に係る議会説明方法に関する内容だったため、企業会計予算原案を作成し、議会への予算説明を行う市民病院事務局に電話により伝達した。

そのため、審査請求人の請求する個人情報を含む文書は作成していないため、請求に係る個人情報を保有していないという旨を、個人情報非開示決定通知書にて回答した。

なお、意見を市民病院事務局に伝えた理由については、開示請求内容にある「法律相談に関する報酬」が議会に説明されていなく」といった議案の作成に関する資料の作成は地方公営企業法のとおり病院事業管理者の担任する事務としているからである。

また、開示請求内容のような予算の細かな事項に係る説明資料の作成についても、新潟市では病院事業管理者の担任する事務としている。

その他、文書不存在の理由についてだが、当課には予算や決算等に係る様々な照

会、意見を電話等で数多く受けている。その一件一件を文書に起こすには限られた業務時間内で限界があり、口頭での伝達で処理させていただくこともやむを得ないものと理解いただきたい。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求に係る公文書を作成していないことを理由に本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件請求文書の存否について検討を行う。

### 2 本件請求文書の存否について

- (1) 審査請求人は、市は市民の申し入れに対し、聞くだけで何もしないのか。少なくとも申し入れの内容について記録し、実施機関で情報共有しているはずであると主張する。

これに対して実施機関は、申し入れについて文書を作成していないとして本件決定を行っており、実施機関内での情報共有は口頭で行い、市民病院事務局への伝達も電話で行った旨の主張をしている。

- (2) 本件審査請求において判断の対象となるものは、求められた公文書が存在するかどうかについてである。

当審査会から実施機関に対し、窓口や電話での市民対応を行った際、対応内容を記録する等の規定や事務の取扱いのルールの有無を確認したが、実施機関からは、そのような規定やルールは無いとの説明であった。

窓口や電話での市民対応を行った際の内容を記録する等の規定、ルールがなく、他に本件請求文書の存在を認めるに足りる事情も見当たらないことからすると、本件請求文書が存在しないとした本件決定を覆す事情と根拠はなく、実施機関が行った本件決定は妥当であると判断する。

- 3 なお、審査請求人は、その他にも主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではないため取り上げない。

- 4 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

### (第1部会)

委員 松永仁、委員 池睦美、委員 岩寄勝成